

Ⅲ 物流に係る基本的な考え方

特に発災初期を想定した備蓄及び調達に係る物資の供給に関しては、備蓄拠点又は協定先企業等の出荷元から目的地への「搬出」を想定した物流体制を構築する必要がある。

また、国、被災地外の地方公共団体からの支援物資や、民間からの大規模調達（協定先企業以外からの一般購入を含む）による物資の供給に関しては、その多くの場合、県が設置する物資集積拠点で一旦集積し、被災市町村からの要請等を踏まえて当該市町村の物資拠点等へ輸送される。支援活動の本格化による大量の支援物資を円滑かつ迅速に処理していくためには、物資集積拠点の選定や、当該拠点における大量な物資の入出庫や在庫管理・輸送に至る一貫した物流体制を構築することが重要となる。

さらに、情報の寸断や市町村機能の低下など、県が、市町村からの具体的な要請を待たずに物資の供給を行ういわゆる「プッシュ型」支援を実施することを想定し、県は、平時から市町村における物資の備蓄状況や集積拠点等についての把握に努めるものとする。

1 備蓄物資の物流体制

（１）市町村における備蓄物資の物流体制

市町村は、地域の状況を踏まえ、避難所への分散備蓄を行うなどの災害時の輸送を最小限に抑えるような方策の検討に努めるほか、備蓄拠点から避難所等への物資の搬出については、車両への積み込みに必要な人員や輸送に必要な車両・人材の確保について、民間物流事業者との連携を視野に入れた体制整備に努める。

（２）県における備蓄物資の物流体制

県の備蓄拠点からの物資の搬出については、本庁・出先機関職員などの車両への積み込みに必要な人員の確保に努める。

大規模災害時には、被災市町村の職員が当該備蓄物資の運搬作業に携わることが困難となることから、民間物流事業者の協力を前提とした被災地への輸送体制を構築する。

2 調達による物資の物流体制

（１）市町村における調達物資の物流体制

市町村は、民間企業との優先供給の締結等に際し、当該協定先企業の輸送手段の有無等について把握するものとし、状況に応じ、市町村職員による輸送や民間物流事業者との連携など、地域の状況に応じた体制整備に努める。

（２）県における調達物資の物流体制

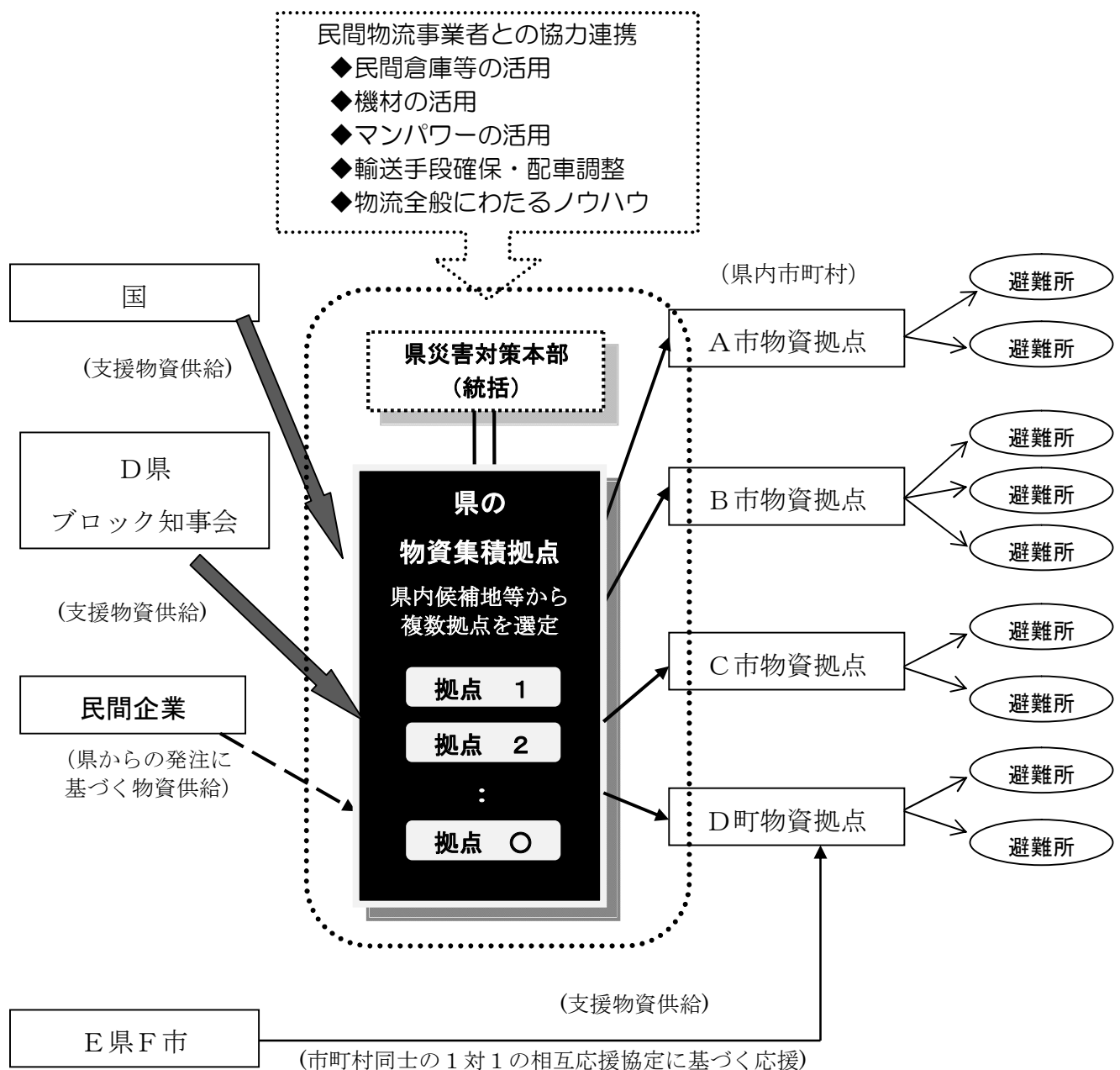
県の調達による輸送手段は、協定先企業が確保することを原則とするが、災害の状況により輸送車両の確保ができないなどの場合を想定し、民間物流事業者の協力

を前提とした被災地への輸送体制を構築する。

3 物資集積拠点の活用による支援物資の物流体制

県が設置する物資集積拠点を中心とした物資の流れは下図のとおりである。

ここでは、県が設置する物資集積拠点における物流体制の整備について定めるが、市町村においても、県の物資集積拠点または応援協定等に基づく県外市町村等からの物資、あるいは上記1及び2により県から搬出される備蓄及び調達に関する物資の集積地となる物資拠点から避難所等への物資の提供を行うため、想定される物流の規模等に応じて、地域の民間物流事業者との連携について、あらかじめ検討しておくことが必要である。



（１）物資集積拠点の選定と民間物流事業者との連携

県は、大規模災害により、県内における備蓄・調達物資等による避難者等への物資の供給が困難な場合には、国又は県外地方自治体等からの支援物資の提供を要請するものとし、当該支援物資等の集積及び被災市町村への輸送の拠点として、県内あるいは県外隣接地に、複数か所にわたる物資集積拠点を設置する。

このため、県は、原則として、民間物流事業者の有する民間物流倉庫の中から、物資集積拠点を選定し、災害時の物流体制を構築するものとする。

ただし、民間物流倉庫は、東京湾岸地域や自動車専用道路などの産業集積や物流の結節点となる地域に多く立地しており、県内で民間物流倉庫等の空白地帯となっている地域も見られるため、災害の発生場所等によっては、民間物流倉庫の利用により効果的な支援活動ができない場合が想定される。さらに、民間物流倉庫自体の被災や周辺交通網の寸断などにより民間物流倉庫の利用が困難な場合も想定される。このような場合には、県有施設を拠点とした物流体制とするなど、官民の相互連携を前提とし、状況に応じた実現可能な協力体制を構築するものとする。

ア 物資集積拠点として民間物流事業者の物流倉庫を利用できる場合

民間物流倉庫を拠点として選定し、施設・機材・人材の全てについて物流事業者を主力とした体制を構築し、入庫から出庫までの一元管理を行う。

候補となる物流事業者等は、事前にリストアップしておき、発災時に、県と民間物流事業者団体※とで早急に調整し、県内の被害分布や交通状況等を考慮した上で、使用可能な倉庫等を選定する。

選定された民間物流倉庫を運営する事業者が、当該拠点における入庫から出庫までの一連の業務を行うこととするが、災害の状況等に応じ、他の事業者等の協力を受けて運営するものとする。

※民間物流事業者団体 千葉県倉庫協会及び社団法人千葉県トラック協会のことをいう。物資集積拠点の選定・運営等の民間物流倉庫の利用を想定する場合の調整先は、主に前者であり、物資の輸送に係る調整先は、主に後者となるが、災害の状況等に応じ、柔軟な運用を行えるよう努めるものとする。

イ 物資集積拠点として民間物流事業者の物流倉庫の利用が困難な場合

災害の態様等により、民間物流倉庫の空白地域に物資集積拠点を設けることが有効と判断される場合、あるいは、民間物流倉庫が被災等により使用できない場合には、県有施設から物資集積拠点を選定し、その上で、機材・人材について物流事業者を主力とした体制を構築し、入庫から出庫までの一元管理を行う。

なお、発災初期において、十分な人的・物的協力が得られない場合には、在庫管理システムやノウハウの提供など、最小限度の支援を得ながら県職員を中心とした体制を構築するものとし、協力体制の拡充の度合に応じ、物流事業者を主力とした体制に順次切り替えていく。

（２）輸送手段の確保と民間物流事業者との連携

県は、物資集積拠点に集積される物資を被災地に円滑に供給するため、民間物流事業者の協力を得て、大型貨物自動車等の輸送手段の確保を図るものとする。

候補となる物流事業者等については、あらかじめ県において把握しておくよう努めるものとするが、災害時における配車調整については、効率的な運用を図るためにも民間物流事業者団体の管理にまかせることを想定した連携体制を構築する。

なお、東日本大震災において、広域的な燃料不足が発生し、物資の輸送等に支障を生じたことから、燃料の確保について、平時から検討を行っておくものとする。

（３）県災害対策本部への物流専門家の派遣

県は、民間物流事業者団体から県災害対策本部への物流専門家の派遣を受けることにより、物資集積拠点との連絡調整や、物資の受払の管理、輸送車両の確保等について、総合的な支援を受けられる体制を整備する。

（４）協定等の締結の推進

県と民間物流事業者団体との連携を強固にするため、県災害対策本部への物流専門家の派遣、物資集積拠点の管理及び輸送車両の確保等に関する協定の締結を推進する。

Ⅳ 備蓄・物流対策に係る今後の取組

１ 備蓄計画の策定等について

本基本指針を踏まえ、県が行う備蓄に関する計画を策定し、本県における計画的な備蓄物資の整備等を図っていく。

２ 物流計画の策定等について

本基本指針を踏まえ、民間物流事業者の協力による迅速かつ的確な支援物資の供給体制を確立することを目的とし、物流に関する計画を策定し、その上で、同計画を具現化した県災害対策本部の組織体制を構築していく。

なお、構築した組織体制等については、図上訓練[※]や、物資集積拠点における実働訓練等を定期的に実施することにより、強化を図るとともに、適宜見直しを行っていくこととする。

※「図上訓練」とは

訓練を統括するコントローラが時間を追って付与する具体的な各種の状況に対応して問題を解決するため、訓練対象者（プレイヤー）自身が情報の収集、状況判断、対応策等の検討を行い、災害対応に関する業務遂行能力の向上を図るロールプレーイング形式の実践型訓練。